

平成二十五年内閣府令第六十九号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

別記様式第一

別記様式第一

収用第	号	公 用 令 書			
		氏名 住所		第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第	
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
81条第2項		の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。			
81条第4項					
(理由)					
		年 月 日			
		処分権者 氏名			印
収用すべき物 資の種類	数 量	所在場所	引渡期日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第二

保管第	号			
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">氏名</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">住所</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">第81条第3項</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">第81条第4項</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">第183条において準用する第</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">第183条において準用する第</p>				
<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p>				
<p>81条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。</p> <p>81条第4項</p>				
<p>(理由)</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 100px;">処分権者 氏名 印</p>				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第	号	公 用 令 書					
		氏名 住所					
		<p style="text-align: right;">第82条</p> 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第 82条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。					
(理由)							
		年 月 日				処分権者 氏名	
		印					
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第四

取消第	号
公 用 令 書	
氏名 住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条 第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第
81条第2項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消
81条第3項	
81条第4項	
82条	
したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令	第16条 第52条におい
て準用する第16条	の規定により、これを交付する。
(取り消した処分の内容)	
年 月 日	
処分権者 氏名	印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。
